

<p>事業名</p>	<p>・中央突堤臨港緑地整備事業（物揚場整備事業含む）</p>
<p>担当</p>	<p>・港湾局 計画整備部 緑地管理担当（連絡先TEL：6615-7799） （ 計 画 担 当 （連絡先TEL：6615-7773））</p>
<p>1 再評価理由</p>	<p>・国庫補助事業を除く事業で事業再評価した年度から起算して5年間の経過後の年度で継続中のもの</p>
<p>2 事業概要</p>	<p>①所在地</p> <p>・港区海岸通1，2丁目</p>
	<p>②事業目的</p> <p>・昭和48年の港湾法の一部改正を契機に、市民に親しまれる港づくりを目指し、港湾の環境や景観を整備し、保全する目的で国の補助事業を活用して臨港地域の緑地造成を実施してきた。</p> <p>・天保山築港地区は、活性化を図るため再開発事業を実施しており、中央突堤臨港緑地はこの再開発事業のアメニティの核となる緑地として整備する。</p> <p>・さらには、大阪港港湾計画において、「防災緑地」として位置付けられており、「大阪市地域防災計画」では、大阪港港湾計画に基づき、耐震強化岸壁から輸送される緊急物資の一時保管や荷捌き等の災害応急対策活動に資する緑地として位置付け、整備を推進している。また、当地区は海上保安庁や税関をはじめとする官公庁などの港湾管理中枢機能が多く立地しており、災害発生時には港湾の防災活動の要となり、防災緑地に隣接して官公庁の船舶を集約係留できる物揚場を整備することにより、通常時・災害時を通じて公共船舶の効率的な運用を図り、緑地と一体となった防災拠点の形成を目指している。</p>
	<p>③事業内容</p> <p>・総面積：85,000m² ・整備内容：園路、植栽、オープンスペース、照明施設、物揚場、防波堤、浮棧橋等</p>
<p>3 事業の必要性の視点</p>	<p>①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化</p> <p>・緑地の必要面積は、「地区の昼間人口×住民1人あたりの緑地面積（7m²/人）」により求められ、事業採択時約7.5haであったが、再評価時においては、約7.5haから約8.5haへと増加し、再々評価である今年度までその計画は変わっていない。</p> <p>・平成2年に開業した天保山ハーバービレッジは海遊館や天保山マーケットプレースなどを中心とした複合型アミューズメント施設として、文化・交流・レクリエーション空間として整備され、集客施設として多くの人々が訪れている。また、平成13年にユニバーサル・スタジオ・ジャパンが開業し、此花西部臨海地区と天保山地区を結ぶ海上シャトルの運航も始まり、引き続き天保山地区は多くの観光客が訪れ、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンとともに大阪を代表する観光エリアとなる。さらに、天保山地区はクルーズ客船が寄港する大阪の玄関口として、さらなる活性化が期待される地区でもある。</p> <p>・しかし、近年の財政状況が厳しい中、年次計画通りの予算確保がますます難しくなっており、スケジュール通りの事業進捗が図れなくなっている。</p>
	<p>②定量的効果の具体的な内容</p> <p>【効果項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾旅客の利用環境の改善 ・港湾周辺地域環境の改善 <p>【受益者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・緑地利用者
	<p>③費用便益分析</p> <p>【算出方法】</p> <p>・国土交通省の要綱に基づき「港湾投資の評価に関する解説書 2011」（平成23年7月 港湾事業評価手法に関する研究委員会）に示された手法に準じて費用対効果分析（B/C）を算出する。</p> <p>【分析結果】</p> <p>・費用便益比 B/C=2.4（総便益B：297億円、総費用C：122億円）</p>
	<p>④定性的効果の具体的な内容</p> <p>【効果項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被害の軽減 <p>【受益者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・緑地利用者
	<p>⑤事業の必要性</p> <p>・天保山築港地区は、活性化を図るため再開発事業を実施しており、中央突堤臨港緑地はこの再開発事業のアメニティの核となる緑地で、シンボル緑地・休息緑地・修景緑地・親水緑地として整備する必要な事業である。</p> <p>・さらには、大阪港港湾計画において、「防災緑地」として位置付けられており、「大阪市地域防災計画」では、大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地として位置付け、整備を推進している。また、当地区は海上保安庁や税関をはじめとする官公庁などの港湾管理中枢機能が多く立地しており、災害発生時には港湾の防災活動の要となり、防災緑地に隣接して官公庁の船舶を集約係留できる物揚場を整備することにより、通常時・災害時を通じて公共船舶の効率的な運用を図り、緑地と一体となった防災拠点の形成を目指しており、必要な事業である。</p>

(注) 再々評価の場合の様式

	事業開始時点 (平成9年度)	再評価時点 (平成18年度)	再々評価時点 (平成23年11月)
①経過及び完了予定	・平成9年度 事業採択年度 ・平成9年度 着工 年度 ・平成17年度 完了予定年度	・平成9年度 事業採択年度 ・平成9年度 着工 年度 ・平成28年度 完了予定年度	・平成9年度 事業採択年度 ・平成9年度 着工 年度 ・平成38年度 完了予定年度
②事業規模	緑地整備：75,000m ²	緑地整備：85,000m ²	緑地整備：85,000m ² 物揚場整備：延長435.5m
うち完了分	—	緑地整備：15,871m ²	緑地整備：17,462m ² 物揚場整備：246.75m
進捗率	—	19%	緑地整備：21% 物揚場整備：57%
③総事業費	約66億円	約60億円	約102億円 緑地 約60億 物揚場 約42億
うち既投資額	—	約14億円	約48億円 緑地 約15億 物揚場 約33億
進捗率	—	23%	47% 緑地 25% 物揚場 79%
4 事業の実現見通しの視点	<p>④事業内容の変更状況とその要因</p> <p>【再評価時点】 ・平成11年8月に、港湾計画の軽易な変更が行われ、既定計画の交流拠点用地の一部を国際文化・商業施設用に変更しており、これら施設と一体的に整備する緑地計画の変更を行った。この変更に伴い、事業費についても見直しを図り、事業費の変更を行った。</p> <p>【再々評価時点】 ・物揚場整備事業は、臨港緑地整備事業と一体となって防災拠点を形成するため、密接不可分の関係にある事業である。しかし、両事業ともこれまで国庫補助事業で、事業採択年度が異なっていたことから、同時期に再評価を受ける対象にならなかったが、両事業とも社会資本整備総合交付金に移行したため、これを機に、物揚場整備事業を含めて再評価を受けるものとし、事業費が増額している。</p>		
⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	<p>・本区域の一部を埋め立てて緑地造成を行うこととしており、埋め立てが完了するまでは、既存区域の緑地整備を行い、埋め立ての進捗に合わせて埋立部の緑地整備を行う計画である。しかし、埋め立ての前段となる護岸造成において、基礎工事が遅延したこと、また公共残土の受け入れ時期が延伸する見込みとなったことから、埋立の工事期間を延伸している。</p> <p>・さらに、本市の近年の財政状況が厳しいことから、さらに限定的な実施になるため、完了予定年度が延伸している。</p>		
⑥コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	<p>【コスト縮減の可能性】 ・「大阪市公共事業コスト縮減に関する新行動計画（平成13年12月策定）」及び「大阪市公共工事コスト縮減にかかる実施方針（平成16年3月策定）」に基づき、以下のような工事コストの低減に取り組むことにより、更なる事業費の節減に努める。 ・再生資源や資源循環に資する資材等の活用 ・工事の時間的コストの低減</p> <p>【代替案立案の可能性】 ・なし</p>		
⑦今後の事業進捗の見通し	<p>・既存区域の緑地整備や物揚場整備を優先的に実施し、コスト縮減策等を十分に検討した上で、埋立造成等に着手する予定である。</p>		
5 事業の優先度の視点	<p>【重点化の考え方】 ・平成23年度港湾局運営方針において、重点的に取り組む主な戦略として、①国際コンテナ戦略港湾の実現、②ハード整備・ソフト対策が充実した防災・減災体制の確立（防潮堤の耐震補強、橋梁の耐震化、大阪港地震・津波アクションプラン）、③施設の適切な維持管理の充実、④企業誘致と都市基盤の充実、⑤国内外からの観光客を呼び込む施策の強化の5つとしており、本事業の重点化の位置づけはない。</p> <p>【事業が遅れることによる影響】 ・埋め立てによる緑地造成を行う区域については、完了予定年度が遅れる予定であるが、海遊館や天保山マーケットプレースなどの集客施設に近い部分の緑地については既に供用しており、残る既存区域の緑地整備及び物揚場整備については、事業進捗を図り、一定の機能を確保し、遅延に伴う影響を最小限に抑えることとする。</p> <p>・また、防災緑地としては、現在は本事業で整備した箇所において、オープンスペースとしての機能が部分的に確保できているが、将来的にはより広いオープンスペースが必要である。</p>		
6 特記事項	<p>・なし</p>		
7 対応方針 (原案)	<p>・事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの</p> <p>・本事業は、港区の港湾環境の改善や交流機会の増加に寄与するとともに、災害発生時に港湾の防災活動の拠点として必要な事業であることから、「事業継続」とする。</p> <p>・しかし、本市の近年の財政状況が厳しいことから、限定的な実施となるため、「事業継続（C）」とする。</p>		